

(様式2)

教育委員会（議案・**報告**）第15号

(所 管) 教育委員会事務局 総務部 教育政策課

件 名	堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則の全部改正について
提 案 理 由	堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則について所要の改正を行うため、本件を上程するものである。なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月31日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。
議案（報告）の概要又は要旨	1 改正の趣旨 個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正及び堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号。以下「条例」という。）の全部改正に伴う所要の改正を行うものであること。 2 改正の内容 (1) 規則の題名を堺市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則に改めるもの (2) 法及び条例の施行について市長事務部局の例によることを定めるもの (3) 関連規則の規定を整備するもの（附則において「教育長に対する事務委任等に関する規則」の一部改正を行うもの） 3 施行期日 令和5年4月1日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件は、 <input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。 <input type="checkbox"/> 平成 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済である。）

堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則の全部改正について

次のとおり、堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則の全部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 31 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 4 月 24 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市教育委員会個人情報保護に関する法律施行細則

堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成15年教育委員会規則第10号）の全部を改正する。

個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）に定めるもののほか、教育委員会において同条例第24条の規定に基づき定める個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行等について必要な事項は、市長事務部局の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
（教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正）
- 2 教育長に対する事務委任等に関する規則（平成14年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第8号中「及び臨時的任用職員」を削り、同項第11号中「堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）」を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）」に改める。

堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則（平成15年教育委員会規則第10号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>堺市教育委員会個人情報保護条例施行規則</u> <u>堺市教育委員会における堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）の施行については、市長事務部局の例による。</u></p> <p>附 則 <u>この規則は、平成15年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>堺市教育委員会個人情報の保護に関する法律施行細則</u> <u>個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、</u> <u>個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会</u> <u>規則第3号）及び堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年</u> <u>条例第29号）に定めるもののほか、教育委員会において同条例第24</u> <u>条の規定に基づき定める個人情報の保護に関する法律（平成15年法律</u> <u>第57号）の施行等について必要な事項は、市長事務部局の例による。</u></p> <p>附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>（教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正）</u> <u>2 教育長に対する事務委任等に関する規則（平成14年教育委員会規則</u> <u>第2号）の一部を次のように改正する。</u> <u>第3条第1項第8号中「及び臨時的任用職員」を削り、同項第11号</u> <u>中「堺市個人情報保護条例（平成14年条例第38号）」を「個人情報</u> <u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び堺市個人情報の保</u> <u>護に関する法律施行条例（令和4年条例第29号）」に改める。</u></p>

(参考) (附則第2項関係) 教育長に対する事務委任等に関する規則(平成14年教育委員会規則第2号) 新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(教育長専決事項)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項について専決(特定の事案の処理に関し、常時委員会に代わり決裁することをいう。以下この条において同じ。)をすることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 特別職の非常勤職員(前号に規定する者を除く。)及び<u>臨時的任用職員</u>の任免に関すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) <u>堺市個人情報保護条例(平成14年条例第38号)</u>による個人情報の開示等及びその適正な取扱いに関すること。</p> <p>(12)～(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(教育長専決事項)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項について専決(特定の事案の処理に関し、常時委員会に代わり決裁することをいう。以下この条において同じ。)をすることができる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 特別職の非常勤職員(前号に規定する者を除く。)の任免に関すること。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>(11) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u>及び<u>堺市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第29号)</u>による個人情報の開示等及びその適正な取扱いに関すること。</p> <p>(12)～(17) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>